

画像医療システム調査品目摘要

あなたの企業で生産、輸出、輸入している画像医療システムを下表のいずれかに分類整理してください。下表に該当機器名がない場合は、適用解釈欄から類推してください。

2017年4月(5月集計分)から

品目番号	分類	品目名	摘要
1000	診断用 X 線装置		
1011	一般 X 線透視撮影装置	スクリーンフィルム式 (アナログ)	消化器用および一般透視撮影用に使用するスクリーンフィルム式の汎用X線透視撮影装置一式(注1)(多目的用を含む)
1012		電子管デジタル出力式	消化器用および一般透視撮影用に使用する電子管デジタル出力式の汎用X線透視撮影装置一式(注1)(多目的用を含む)
1013		平面検出器デジタル出力式	消化器用および一般透視撮影用に使用する平面検出器デジタル出力式の汎用X線透視撮影装置一式(注1)(多目的用を含む)
1021	循環器用X線透視撮影装置 (注3)	電子管デジタル出力式 心血管用	心血管診断専用使用する電子管デジタル出力式X線透視撮影装置一式(注1)
1022		平面検出器デジタル出力式 心血管用	心血管診断専用使用する平面検出器デジタル出力式X線透視撮影装置一式(注1)
1023		電子管デジタル出力式 全身血管用	全身の血管系診断に使用する汎用電子管デジタル出力式X線透視撮影装置一式(注1)
1024		平面検出器デジタル出力式 全身血管用	全身の血管系診断に使用する汎用平面検出器デジタル出力式X線透視撮影装置一式(注1)
1031	一般 X 線撮影装置	スクリーンフィルム式 (アナログ)	一般撮影用に使用する汎用スクリーンフィルム式X線撮影装置一式(注1)(立位、臥位撮影装置を含む)
1032		CR デジタル出力式	一般撮影用に使用する汎用CRデジタル出力式X線撮影装置一式(注1)(立位、臥位撮影装置を含む)
1033		平面検出器デジタル出力式	一般撮影用に使用する平面検出器デジタル出力式X線撮影装置一式(注1)(立位、臥位撮影装置を含む)
1041	外科用X線透視撮影装置	電子管デジタル出力式	主として手術室等で使用する移動可能な電子管デジタル出力式X線透視撮影装置一式(注1)
1042		平面検出器デジタル出力式	主として手術室などで使用する移動可能な平面検出器デジタル出力式X線透視撮影装置一式(注1)
1051	乳房用 X 線装置	スクリーンフィルム式 (アナログ)	乳房撮影用に使用するスクリーンフィルム式X線撮影装置一式(注1)(車載検診用を含む)
1052		CR デジタル出力式	乳房撮影用に使用するCRデジタル出力式X線撮影装置一式(注1)(車載検診用を含む)
1053		平面検出器デジタル出力式	乳房撮影用に使用する平面検出器デジタル出力式X線撮影装置一式(注1)(車載検診用を含む)
1070	その他専用撮影装置		断層撮影および頭部用、泌尿器用、婦人科用、小児用などの専用X線装置一式(注1)
1081	回診用 X 線撮影装置	スクリーンフィルム式 (アナログ)	コンデンサ式、変圧器式、バッテリー式あるいは手動式、電動駆動式の別を問わず、回診用に使用するスクリーンフィルム式X線撮影装置一式(注1)
1082		CR デジタル出力式	コンデンサ式、変圧器式、バッテリー式あるいは手動式、電動駆動式の別を問わず、回診用に使用するCRデジタル出力式X線撮影装置一式(注1)
1083		平面検出器デジタル出力式	コンデンサ式、変圧器式、バッテリー式あるいは手動式、電動駆動式の別を問わず、回診用に使用する平面検出器デジタル出力式X線撮影装置一式(注1)
1090	携帯用 (ポータブル) X 線撮影装置		直接撮影用の携帯型(ポータブル)X線撮影装置一式(注1)
1101	車載検診用 X 線装置	スクリーンフィルム式 (アナログ) 胸部用	車載検診用として使用するスクリーンフィルム式胸部用X線装置一式(注1)(コンデンサ式、変圧器式を問わない) 消化器・胸部兼用は“消化器用”に記入
1102		CR デジタル出力式胸部用	車載検診用として使用するCRデジタル出力式胸部用X線装置一式(注1)(コンデンサ式、変圧器式を問わない) 消化器・胸部兼用は“消化器用”に記入
1103		平面検出器デジタル出力式胸部用	車載検診用として使用する平面検出器デジタル出力式胸部用X線装置一式(注1)(コンデンサ式、変圧器式を問わない) 消化器・胸部兼用は“消化器用”に記入
1104		消化器用	車載検診用として使用する消化器用X線透視撮影装置一式(注1)(コンデンサ式、変圧器式を問わない) 消化器・胸部兼用は“消化器用”に記入
1141	X 線データ処理装置	CR 画像処理装置	独立して使用するCR画像処理装置およびその関連機器(各用途別装置と一体となっているものは個々の項目に計上する)
1142		平面検出器画像処理装置	独立して使用する平面検出器画像処理装置およびその関連機器(各用途別装置と一体となっているものは個々の項目に計上する)
1143		その他	CR画像処理装置、平面検出器画像処理装置以外のデジタルラジオグラフィ装置および関連機器
1151	歯科用 X 線装置	一般撮影用	一般歯科撮影用に使用するX線装置一式(注1)
1152		特殊撮影用	パノラマ撮影、セファロ撮影、歯科用コーンビーム CT 撮影用などに使用するX線装置一式(注1)
1160	その他の X 線診断装置		上記の品目に含まれないX線診断装置
1200	システム構成装置類		システムを構成する装置類で、X線管装置、その他の診断用画像処理装置、関連用品区分の装置、器具、用品を除く単体装置
1210	X 線管装置		装置一式とは別に単品で扱われるX線管装置

品目番号	分類	品目名	摘要
2000	X線CT装置		
2021	マルチスライス式 (シングルスライス式含む) (注3)	4列未満	4列未満のマルチスライス式(シングルスライス式を含む)X線CT装置一式(注2)
2022		4列以上、16列未満	4列以上、16列未満のマルチスライス式X線CT装置一式(注2)
2023		16列以上、64列未満	16列以上、64列未満のマルチスライス式X線CT装置一式(注2)
2024		64列以上	64列以上のマルチスライス式X線CT装置一式(注2)
2040	アーム型X線CT装置		医科用で、X線管と検出器を両端に備えたアーム(支持構造)の回転により、2次元又は3次元画像を生成する診断用X線コンピュータ断層撮影(CT)装置一式
2090	その他のX線CT装置		上記の品目に含まれないX線CT装置
2100	システム構成装置類		システムを構成する装置類で、X線管装置、その他の診断用画像処理装置、関連用品区分の装置、器具、用品を除く単体装置
2110	X線管装置		装置一式とは別に単品で扱われるX線管装置
3000	診断用核医学装置		
3010		ガンマカメラ	ガンマカメラならびに、予めこれに組み合わされたデータ処理装置一式(注2)
3021		SPECT	画像再構成により断層像を得る装置でシングルフォトンを利用する核医学診断装置一式(注2)
3022		SPECT/CT	画像再構成により断層像を得る装置でシングルフォトンを使用する核医学診断装置とX線CT装置を組み合わせて一体化した複合装置一式(注2)
3031		PET	画像再構成により断層像を得る装置でポジトロンを使用する核医学診断装置一式(注2)
3032		PET/CT	画像再構成により断層像を得る装置でポジトロンを使用する核医学診断装置とX線CT装置を組み合わせて一体化した複合装置一式(注2)
3033		PET/MRI	画像再構成により断層像を得る装置でポジトロンを使用する核医学診断装置と診断用磁気共鳴装置を組み合わせて一体化した複合装置一式(注2)
3040	核医学データ処理装置		ガンマカメラなどに予め組み合わされていないもの、ならびに独立して使用する処理装置、およびその関連機器
3050	核医学検体検査装置		RIA機器、RIAシステムなど、およびその関連機器
3060	その他の核医学装置		上記の品目に含まれないその他の核医学装置
3100	システム構成装置類		システムを構成する装置類でその他の診断用画像処理装置、関連用品区分の装置、器具、用品を除く単体装置(放射性医薬品合成設備を含む)
4000	診断用磁気共鳴装置		
4010		1.5T未満	1.5T未満の診断用磁気共鳴装置一式(注2)
4020		1.5T以上、3T未満	1.5T以上、3T未満の診断用磁気共鳴装置一式(注2)
4030		3T以上の装置	3T以上の診断用磁気共鳴装置一式(注2)
4100	システム構成装置類		システムを構成する装置類でその他の診断用画像処理装置、関連用品区分の装置、器具、用品を除く単体装置(コイル類を含む)
5000	診断用画像処理システム		
5010		画像処理装置	3Dワークステーション、読影ワークステーションなど、PACSとは独立して使用するワークステーション一式
5015	診断用医療機器プログラム		装置一式とは別に単体で流通する疾病診断用医療機器プログラム(注4)
5020		医療画像情報ネットワークシステム(PACS)	診断装置から画像を受け、それを保管し、表示するために使用するシステム一式(ビューワー端末、レポート端末を含む)
5030		放射線科医療情報ネットワークシステム(RIS)	HISと診断装置の間で、検査依頼情報、検査実施情報などの授受に使用するシステム一式
5040		遠隔画像診断ネットワークシステム	医療機関間での画像の授受、読影支援などに使用するシステム一式
5045	予防用医療機器プログラム		装置一式とは別に単体で流通する疾病予防用医療機器プログラム(注4)
5050		その他(電子カルテ、レポート端末等)	上記以外の診断用画像処理装置(独立して使用する電子カルテ、レポート端末、デジタルならびにアップグレード(ソフトウェアアップグレードを含む)、部品などを含む)
6000	関連用品(フィルム及び薬品類を除く)		
6011	装 置	造影剤注入装置	注腸排泄装置、およびその附属品を含む
6012		自動現像装置	直接用、間接用、歯科用、およびその附属品類を含む
6013		イメージャ	各診断装置の画像信号を受け、フィルムにプリントする装置(湿式、乾式を問わない)
6014		その他の装置	パルス発生装置、自動線量調整装置、被爆線量低減装置などの関連装置、(ビデオテープレコーダ、フィルム複写機などを含む)
6020	器 具		リーダ撮影台、平面撮影台、可動絞り、暗流シャッタ、カメラなど
6031	用 品	撮影用品 1	フィルムマーカ、ネームプリンタ、人体固定具(全身照射ベッドを含む)、カセット、グリッド、増感紙、蛍光板、胸測計、骨盤計など(カセットボックス、暗室用品、現像処理用品などを含む)
6032		撮影用品 2	ファントム、X線チャート、線量計・濃度計等の計測器
6033		写真観察器	X線フィルム観察器(直接用、間接用、ステレオ用、高濃度フィルム用、マイクロフィルム用、およびシネフィルム観察器類など)
6034		防護用品 1	防護前掛、防護手袋、防護眼鏡、防護衝立、および患者用防護具
6035		防護用品 2	含鉛ガラス、含鉛アクリル

品目番号	分類	品目名	摘要	解説	積
7000	超音波画像診断装置				
7011	循環器用	床置式	HCUに該当しない循環器診断専用に使われるセクタ式、UCG、カラードププラなどの装置一式(注2)		
7012		HCU	循環器診断専用で、手で持ち運んで使用する事を目的として、約7kg以下の重量(プローブは含まず)の装置一式(HCUとはハンドキャリアユニットの略称)(注2)		
7021	その他部位用	床置式	HCUに該当しない循環器用以外の部位専用に使われるセクタ式、UCG、カラードププラなどの装置一式(注2)		
7022		HCU	循環器用以外の部位専用に使われ、手で持ち運んで使用する事を目的として、約7kg以下の重量(プローブは含まず)の装置一式(注2)		
7031	汎用	床置式	HCUに該当しない汎用目的に使われるセクタ式、UCG、カラードププラなどの装置一式(注2)		
7032		HCU	汎用に用いられ、手で持ち運んで使用する事を目的として、約7kg以下の重量(プローブは含まず)の装置一式(注2)		
7100	システム構成装置類		システムを構成する装置類でその他の診断用画像処理装置、関連用品区分の装置、器具、用品を除く単体装置		
8000	骨密度測定装置				
8010	骨密度測定装置	X線方式	骨密度測定のために使用するX線方式の骨密度測定装置一式(注1)		
8020		超音波方式	骨密度測定のために使用する超音波方式の骨密度測定装置一式(注1)		
8100	システム構成装置類		システムを構成する装置類でその他の診断用画像処理装置、関連用品区分の装置、器具、用品を除く単体装置		
9000	その他の画像診断装置				
10000	治療用装置				
10010	治療用RI装置		遠隔照射式(線源は除く)、腔内照射治療装置一式(注2)		
10020	治療用粒子加速装置		ベータートロン、リニアアクセラレータ、マイクロトロンなどの治療装置一式(注2)		
10031	治療計画システム	X線シミュレータ	X線シミュレータ装置一式(注2)		
10032		CTシミュレータ	CTシミュレータ装置一式(注2)		
10033		その他のシステム	照射線量分布計算および表示機能を有する装置、およびその関連機器		
10040	結石破砕装置		結石破砕装置一式		
10050	血液照射装置		X線およびガンマ線を使用する装置一式		
10060	その他の治療用装置		その他の治療用装置一式(ハイパーサーミアシステムを含む)		
10090	治療用医療機器プログラム		装置一式とは別に単体で流通する疾病治療用医療機器プログラム(注4)		
10100	システム構成装置類		システムを構成する装置類でその他の診断用画像処理装置、関連用品区分の装置、器具、用品を除く単体装置		

注1: X線装置一式とはX線高電圧装置、透視撮影台、X線管装置、I. I. 保持器類および関連機器などの組合せたシステムをいう。なお、これらの単体装置類は含まず、システム構成装置類の項に記入する。また、造影剤注入装置、イメージャなど周辺装置および関連用品の項に指定された装置類は各々関連用品の項に記入する。

注2: 造影剤注入装置、イメージャなど周辺装置および関連用品の項に指定された装置類は各々関連用品の項に記入する。

注3: CT・Angio装置は、X線CT装置および循環器用X線透視撮影装置に分けて記入する。

注4: 医療機器プログラムは、単体で流通(メディア、ダウンロード販売)するプログラム医療機器を記入する。数量は使用許諾数を記入する。

備考: 共通注意事項(1) 装置一式とはシステムとして一括納入し使用される状態をいう。また、システム構成装置類(1200,2100,3100,4100,7100,10100)、X線管装置(1210,2110)および関連用品(6000)以外の分類品目にはサービス、保守関係および中古品は含まない。

共通注意事項(2) 装置一式の金額には、工事関係の費用は含まない。

共通注意事項(3) 各システムの摘要解釈で兼用装置の部位別の判断基準は、納入時の主な使用目的で決定する。